

日本学生支援機構 令和8年度給付型奨学生 及び修学支援法に基づく授業料免除の申込について 【家計急変：学部学生対象】

申請書類の提出期限 : 随時（急変事由発生日から3ヶ月以内）

※予期できない特定の事由により**家計が急変**し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援を必要とする学生を対象に、日本学生支援機構の給付型奨学金と授業料等（授業料及び入学金）減免が一体となった修学支援制度を実施します。

支援額等の詳細については、以下のQRコードにて確認ください。

修学支援法に基づく授業料免除

修学支援法に基づく入学金免除

日本学生支援機構給付型奨学金



申込にあたっては、機構HPに掲載されている「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」及び「給付型奨学金案内」を熟読するとともに、下記の事項に注意して正確に記入し、書類に不備・不足のないように提出してください。

奨学金の申込みは、①「申請書類の提出」と②「インターネットによる申込」の2つの手続きにより行います。（**一方のみの手続では申込をしたことになりません**ので、注意してください。）

必要より水を学生支援課窓口へ提出のうえ、必ず指定の期日までに、インターネットで申込の入力を行ってください。

記

1 大学への提出書類

- (1) 提出書類チェックリスト
- (2) 誓約書
- (3) 学修計画書
- (4) 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書（「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」に様式あり）
- (5) 家計急変事由に関する証明書類
- (6) 家計急変に該当する生計維持者の収入に関する証明書類（該当者のみ）
- (7) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書（申込者本人が外国籍の場合のみ）
- (8) 18歳となるまでに児童養護施設等に入所していたことが分かる証明書類（該当者のみ）
- (9) 「新たに生まれた子等」の数の申告書とその証明書類（該当者のみ）
- (10) その他大学が求める書類

※**奨学金確認書兼地方税同意書**は、スカラネットでの申込入力後、1週間以内に直接、日本学生支援機構へ**提出用封筒（簡易書留）**により郵送してください。

※採用後、自宅外通学者はそのことを証明する書類の提出が別途必要となります。

3 記入上の注意事項

- (1) 黒のボールペンを用いて記入してください。
- (2) 記入内容が虚偽に基づくものであったことが判明したときは、奨学生採用後でも採用を取り消すことがあります。
- (3) 訂正は、＝線で消し、その上に正しい事項を記入してください。(訂正印必要)
- (4) 「スカラネット入力下書き用紙」は「給付奨学金案内」をよく読んだうえで記入して下さい。
- (5) 奨学金確認書兼地方税同意書の生計維持者欄は、必ず自署してください。

4 その他

提出する書類に記入漏れ、捺印漏れ等不備がある場合には受理できませんので、提出する前に内容をよく確認してください。

5 審査結果

日本学生支援機構から決定の通知があり次第通知します。

6 出願書類の提出先

兵庫教育大学 学生支援課 学生支援チーム

(住所：〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1)

(E-MAIL：office-gakusei-t@ml.hyogo-u.ac.jp)